

議案第49号

幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

幕別町子ども医療費助成条例（昭和47年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「12歳に達する日」を「15歳に達する日」に改める。

第3条第4号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の幕別町子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。